

重要事項説明書

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス

あなたに対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条（準用）第9条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	沖縄県宮古島市城辺字西里添 788 番地 3
法人種別	社会福祉法人
代表者名	会長 野原 勝
電話番号	0 9 8 0 - 7 7 - 8 6 6 1

介護保険法令に基づき沖縄県知事又は宮古島市長から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき沖縄県知事又は宮古島市長から指定を受けている居宅介護サービスの種類
宮古島市社協指定居宅介護支援事業所（4770600221）	居宅介護支援事業
宮古島市社協指定訪問介護事業所しゃきょう（4774800041）	訪問介護事業
宮古島市社協指定通所介護事業所、ぐすくべ（4774700043）	通所介護事業
宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所きやーぎ（4795500067）	小規模多機能型居宅介護事業

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所たかやま
指定事業者番号	4795500075
所在地	宮古島市上野字新里 420 番地 3
電話番号	0 9 8 0 - 7 6 - 2 8 4 9
営業日	3 6 5 日
営業時間（訪問サービス）	2 4 時間
同（通いサービス）	午前 9 時～午後 5 時
同（宿泊サービス）	午後 5 時～午前 9 時
通常の事業の実施地域	宮古島市上野 下地地区

登録定員 利用定員（通いサービス） 同（宿泊サービス）	25人 15人 7人	※ 当事業所は、原則として利用申込に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない日がある場合がありますので、ご了承ください。
-----------------------------------	------------------	---

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
運営の方針	通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者（介護兼務）	1人	常勤1名 午前8時半～午後5時半
介護支援専門員（介護兼務）	1名	常勤1名 午前8時半～午後5時半
看護師（介護兼務）	1人	常勤1名 午前8時半～午後5時半
介護従業者	8人以上	常勤、非常勤 午前8時～午後5時半を基本としたシフト制 利用者宿泊時夜勤あり（利用者の状況に対応）

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有無	単位	利用料
小規模多機能型 居宅介護サービス	通い 訪問 宿泊	保険適用有	1 月	別紙 1
食事の提供に関する費用	朝食（宿泊時、場合により通い） 昼食（通い利用時） 夕食（宿泊時、場合により通い）	保険給付外	1 回	4 0 0 円 4 0 0 円 4 0 0 円
宿泊に要する費用	< 宿泊室の詳細 > 広さ 7 6 . 4 平方メートル 定員数 7 人	保険給付外	1 泊	3, 000 円
おむつ代	おむつ使用時（持ち込み可）	保険給付外		実費

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。

7 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 平日 午前 8 時半～午後 5 時半 土日 午前 8 時半～午後 5 時半 ご利用方法 電話 0 9 8 0－7 6－2 8 4 9（24 時） 受付相談担当者 川田チエミ 解決者 赤嶺鉄
宮古島市高齢者支援課	ご利用時間 平日 午前 8 時半～午後 5 時 1 5 分 ご利用方法 電話 0 9 8 0－7 3－1 9 6 4
沖縄県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 0 9 8－8 6 0－9 0 2 6

8 緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治の医師	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	下地診療所
	院長名	打出 啓二
	所在地	宮古島下地字上地 634-1
	電話番号	0980-74-7878
	診療科	内科、外科、胃腸科、肛門科
	入院設備	無し
	救急指定の有無	無し
	契約の概要	当事業者と病院は通常並びに緊急時の医療行為に関する契約
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

9 非常災害対策

関係機関への通報・連絡体制の整備について	非常災害時には関係機関と連携をとり、必要な措置を講じます。 また、非常災害時に備えてマニュアルを整備します。
避難・救出等必要な訓練の実施について	利用者、職員を交えての防災訓練を年に2回行います。

この重要事項説明書に変更のある場合は、事前に連絡し同意を得ます。

事業者	住所	宮古島市城辺字西里添 7 8 8 - 3
		社会福祉法人
		宮古島市社会福祉協議会
	名称	会 長 野原 勝
説明者	職名	介護支援専門員

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受け同意し、又、この重要事項説明書を受領しました。

氏名 _____ 印 _____

氏名 _____ 印 _____
(続柄 _____)

別紙 1 (令和 6 年 4 月サービス分から)

小規模多機能型居宅介護利用料金表 (厚生労働大臣が定める額)

介護度	利用基金 額	自己負担額		
		(3 割)	(2 割)	(1 割)
要支援 1	34,500 円	10,350 円	6,900 円	3,450 円
要支援 2	69,720 円	20,916 円	13,944 円	6,972 円
要介護 1	104,580 円	31,374 円	20,916 円	10,458 円
要介護 2	153,700 円	46,110 円	30,740 円	15,370 円
要介護 3	223,590 円	67,077 円	44,718 円	22,359 円
要介護 4	246,770 円	74,031 円	49,354 円	24,677 円
要介護 5	272,090 円	81,627 円	54,418 円	27,209 円

※自己負担額は介護保険負担割合証に記載される割合（1 割有又は 2 割・3 割）により決定※ただし、月の途中からの利用の場合には日割りの計算になります。

○初期加算 : 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定の単位数を加算する。30 日を越える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。
30 単位/日

○認知症加算 (Ⅲ) : 日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）
760 単位/月

○認知症加算 (Ⅳ) : 要介護 2 に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）
460 単位/月

○看護職員配置加算 (Ⅰ) : 常勤の看護師を一名以上配置。
900 単位/月

○看護職員配置加算 (Ⅱ) : 常勤の准看護師を一名以上配置。
700 単位/月

○看護職員配置加算（Ⅲ）：看護職員を常勤換算で一名以上配置。

480単位／月

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：すべての利用者が対象。

小規模多機能型居宅介護の基本単位に各種加算を加えた
単位×10.2%

○特別地域加算：厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定

単位×15%／月

○総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）

利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画（ライフサポートプラン）の見直しを行っている。利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

800単位／月

○訪問体制強化加算：訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置し、述べ訪問回位数が一月あたり200回以上である場合。

1,000単位／月

○看取り連携体制加算：基準に適合する利用者について、看取り期におけるサービス提供を行った場合。死亡日及び死亡日以前30日以下について加算。

64単位／日

○若年性認知症利用者受入加算：若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合。ただし、認知症加算Ⅰ・Ⅱを算定している場合は算定しない。（個別の担当を定める）

800単位／月

○生活機能向上連携加算（Ⅰ）：介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

100単位／月

○生活機能向上連携加算（Ⅱ）：利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、（Ⅰ）算定している場合は、算定しない。
200単位／月

○介護職員等ベースアップ等支援加算：すべての利用者が対象。
小規模多機能型居宅介護の基本単位数に各種加算を加えた単位×1.7%

○登録定員超過減算：登録者の数が登録定員を超えた場合に適用。
所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定。

○人員欠如減算：従業者が人員基準に定める人員を置いていない場合。
所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定。

○過少サービスに対する減算：事業所の登録者1人当たりの平均サービス提供が一週間に4回未満の事業所について適用する。
所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定。

(新設)

○総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）： 1, 200 単位/月

- ① 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画（ライフサポートプラン）の見直しを行っている。利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。
 - ② 日常的に利用者に関わりのある地域住民等に対応する体制を確保していること
 - ③ 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
 - ④ 地域住民との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。
 - ⑤ 障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること
 - ⑥ 地域住民等、他事業所等との共同で事例検討会、研修会等を実施していること
 - ⑦ 市町村が実施する通いの場や住宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること
- (※④⑤⑥⑦のうち事業所の特性に応じて1つ以上実施していること)

○認知症加算（Ⅰ）： 920 単位/月

- ① 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置すること
- ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ③ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催する

④ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施する

⑤ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定する

○認知症加算（Ⅱ）：890単位/月

① 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置すること

② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合

③ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催する

○介護職員等処遇改善加算の加算率

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）14.9%

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）14.6%

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）13.4%

介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）10.6%

○業務継続計画未実施減算

（以下の基準に適合していない場合）

- ・業務継続計画（BCP）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること位数の100分の1に相当する単位数を減算

○高齢者虐待防止措置未実施減算

（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）

- ・虐待の発生またはその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

○ 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（介護支援専門員：川田 チエミ）
（管理者：赤嶺 鉄）

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

○身体拘束について

1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

○業務継続計画の策定等について

1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

○衛生管理等

事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及訓練を定期的実施する。

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記のとおり使用することに同意します。

個人情報利用同意書

1. 使用目的 別記1 のとおり
2. 個人情報を提供する機関
☐ 居宅サービスに掲載されている事業所
☐ 医療機関
☐ 公的機関（沖縄県、宮古島市、国保連）
☐ 保険会社
☐ ご家族
3. 使用する期間
介護サービス契約期間
4. 使用条件
次の情報は使用しない。

情報	
提供先	

宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所たかやま 殿
令和 年 月 日
利用者 住所

氏名 印
(代筆者)
ご家族 住所

氏名 印
(続柄)

別記 1

お客様及びご家族の個人情報、同意を得ない限り使用しません。
下記の事項については同意を得た上で個人情報を使用します。

1. 介護サービスの提供における利用

- ☐ 介護サービスを実施するとき、及び説明するとき
- ☐ 医療機関、介護事業者との連携及び照会する場合
- ☐ 外部の医療、保健、福祉の専門家の意見を求める場合
- ☐ 利用者様のご家族等へ心身の状況を説明する場合

2. 事業所内の事務における利用

- ☐ 介護に関する記録をする場合
- ☐ 給付費・利用料請求や会計、経理の事務
- ☐ 公費負担に関する行政機関への請求関係書類の提出
- ☐ 管理運営業務に関する利用

3. 他の法律で求められる報告、提出書類における利用

- ☐ 監督省庁への届出・報告等の場合
- ☐ 第三者評価機関及び介護サービス情報公表制度の調査への資料提示
- ☐ 賠償保健等の手続きの場合

4. 介護の質の向上における利用

- ☐ 職員の教育研修や介護の質の向上を目的とした事例研究
- ☐ 介護実習等の受入れの場合
- ☐

情報開示の請求について

お客様ご自身から、当該本人に係る保有の個人情報について、書面又は口頭により、その開示の申し出をされた場合は、身分証等により本人であることを確認の上、開示をすることができます。ただし、

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利害を害する恐れがある場合
 - ② 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合
- には、その全部又は一部を開示しないことができます。

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1、本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2、本会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3、本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4、本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5、本会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため適切な措置を講じます。
- 6、本会は、本人が自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7、本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8、本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9、本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成17年10月1日制定

社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会
会 長 野原 勝